

(第1条関係) 寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(地域手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の12.45</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の12.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p>

<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>別表第1(第4条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>別表第2(第4条関係)</u> (別紙のとおり)</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>別表第1(第4条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>別表第2(第4条関係)</u> (別紙のとおり)</p>
--	--

(第2条関係) 寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死</p>

亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(第3条関係) 寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
<u>号給</u>	<u>給料月額(円)</u>	<u>号給</u>	<u>給料月額(円)</u>
<u>1</u>	<u>392,000</u>	<u>1</u>	<u>405,000</u>
<u>2</u>	<u>440,000</u>	<u>2</u>	<u>455,000</u>
<u>3</u>	<u>492,000</u>	<u>3</u>	<u>508,000</u>
<u>4</u>	<u>555,000</u>	<u>4</u>	<u>574,000</u>
<u>5</u>	<u>634,000</u>	<u>5</u>	<u>655,000</u>
<u>6</u>	<u>740,000</u>	<u>6</u>	<u>765,000</u>
<u>7</u>	<u>864,000</u>	<u>7</u>	<u>893,000</u>
2～4 (略)		2～4 (略)	
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)	
第8条 (略)		第8条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第3項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給さ		2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第3項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給さ	

<p>れる職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年寒川町条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第18条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>れる職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年寒川町条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第18条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>3・4 （略）</p>
---	---

（第4条関係）寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第3項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年寒川町条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第18条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第3項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年寒川町条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第18条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>3・4 （略）</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（寒川町一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条及び第18条の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の給与条例（寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寒川町条例第15号）の規定において準用する場合を含む。以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例(寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。